

令和6年度「平野区二十歳のつどい」協賛企業 募集要項

令和6年度「平野区二十歳のつどい」の開催趣旨に賛同いただき、協賛してくださる企業・団体等(以下「協賛企業」とする)を次のとおり募集します。なお、協賛金は、主に式典で二十歳の方への祝い品に充てる予定です。

1 対象事業

名 称	平野区二十歳のつどい
事業概要	平野区では、新たに20歳になられるみなさんをお祝いするため、20歳の方を対象に、「二十歳のつどい」を開催します。 対象：平成16年（2004年）4月2日～平成17年（2005年）4月1日生まれの方（二十歳になられる方 約1,855人、昨年度参加者数1,307人）
開 催 日	令和7年1月13日（月・祝）
開催場所	コミュニティプラザ平野（平野区民センター） （平野区長吉出戸5-3-58）
主 催	平野区二十歳のつどい実行委員会

2 協賛の内容

	広告媒体等	項目	サイズ	協賛金額	掲載場所
1	プログラム	1 枠	縦 90mm×横 95mm	3,000 円	中面
		2 枠	1 枠サイズ×2	5,000 円	
		4 枠	1 枠サイズ×4	10,000 円	
		6 枠	1 枠サイズ×6	15,000 円	
2	チラシ ※1の掲載が困難な場合	1,400 部 ※申込者にて負担	A4 サイズ	片面 10,000 円 両面 15,000 円	※配布資料に同封
3	アナウンス	2 枠程度		20,000 円	会場内で紹介アナウンスを実施。 ※各回次の①式典前1回、②式典中1回、③抽選会前1回を予定。

- ・平野区二十歳のつどい参加者（1,400部作製予定）に対して配布するプログラムに企業広告を掲載します。
- ・掲載の順番は申請順を基本としますが、掲載枠・掲載面については事務局で調整します。
- ・広告の原稿、フォントはJIS規格約7ポイント(10級相当)を最小とします。また、1枠をさらに細分化して、複数の企業広告を掲載することはできません。
- ・広告原稿は完全データ（データ形式：イラストレータ、文字はアウトライン化）及び確認用PDF）にて入稿してください。
- ・チラシの納品日は、協賛採用決定通知書に記載します。
- ・広告等原稿制作にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。
※広告料に原稿製作費は含まれません。
- ・プログラム内の広告掲載について、プログラムはカラーペーパーに黒字印刷を予定しています。カラーでの広告掲載ではございませんので、ご注意ください。

3 平野区からご提供できる協賛企業のメリット

	項目	内容
1	企業広告の掲載	別紙参照
2	企業名掲載及び紹介	別紙参照

4 申込み

申 込 期 間	令和6年7月5日（金）～令和6年11月29日（金）
申 込 方 法	申込書（別紙）と広告原稿を郵送又は持参、メールにより提出してください。
申 込 先	（担 当）平野区役所 安全安心まちづくり課 （二十歳のつどい実行委員会） （所 在 地）大阪市平野区背戸口3－8－19 2階 21番窓口 （電話番号）06－4302-9734 （メールアドレス） tw0002@city.osaka.lg.jp
注 意 事 項	・申込書（別紙）は、平野区役所ホームページよりダウンロード又は担当課（2階21番窓口）までご請求ください。 ※担当から申込者へ郵送での提供はしていません。

5 募集対象事業者

募集対象事業者は、法人その他の団体及び事業を営む個人で、平野区内及び近隣地域に本社、支社、営業所、店舗等を有し、次の各号に定める業種又は事業者に該当しないものとします。

規制業種又は事業者	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種 (2) 消費者金融 (3) 商品先物取引に関するもの (4) たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む） (5) ギャンブルにかかるもの (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者 (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務供誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。 (10) 探偵事務所等の調査会社 (11) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ (12) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業 (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (14) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者 (15) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人 (16) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止措置や行政処分を受けている企業等 (17) 市税を滞納している事業者 (18) 大阪市への広告料等の支払いを滞納している事業者 (19) その他平野区二十歳のつどい実行委員長が不適当と判断した事業者
-----------	--

6 協賛の範囲

協賛内容の範囲は、その内容が区としての品位及びイメージを損なわないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

協賛の範囲等	(1) 法令又は大阪市条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に該当するもの (6) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの (7) 虚偽、誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの (8) 広告の内容に関して市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの (9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの (10) 前各号に掲げるもののほか、平野区二十歳のつどい実行委員長が適当でないと認めたもの
--------	---

7 協賛の決定

協賛の申込みは、「平野区二十歳のつどい実行委員会事務局」が審査し決定内容を通知します。但し、上記 5 及び 6 のいずれかに該当する恐れのある場合は、協賛審査会（以下「審査会」という。）を設置し審査を行い、協賛の可否を決定します。

8 協賛金の振込及び広告データの納入

協賛採用決定通知書を受領した後、協賛にかかる協賛金は 10 日以内に事務局が指定する口座へ振込をお願いします。振込により難しい場合は、事務局へご相談ください。協賛金納入を確認した後、領収書を交付いたします。

また、広告データ・原稿につきましては、事務局が指定する方法により納入してください。納品後、受領書を交付いたします。

9 協賛の取消

上記 7 により採用決定した場合においても次のいずれかに該当する場合、協賛を取消します。

- (1) 指定する期日までに協賛金を納付しなかったとき。
- (2) 協賛企業が区の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 協賛企業が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 申込みに虚偽の記載があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、平野区二十歳のつどい実行委員長が協賛を適当でないと認めるとき。

※(1)～(5)の規定による決定の取消しにより生じた協賛企業の損害について、平野区二十歳のつどい実行委員長は一切の責任を負いません。

※事務局は、協賛を取り消した事業者等に対して、直ちに協賛取消兼返戻通知書により協賛企業に対しその旨を通知するとともに、受領済の協賛金を返戻します。

10 その他

(1) 協賛企業の責務

- ・協賛企業は、協賛に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- ・協賛企業は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- ・協賛企業は、協賛により第三者に損害を与えた場合は、協賛企業の責任及び負担において解決しなければならない。
- ・協賛企業は、上記7より決定を受けた協賛の権利を譲渡してはならない。

(2) 平野区二十歳のつどい開催中止の場合

大規模災害その他やむを得ない事情により、平野区二十歳のつどいを開催中止とする場合の協賛金の取扱いについては、協賛企業と事務局が協議して決定するものとする。

11 対象事業の過去の様子

令和5年度 二十歳のつどい

